

地域再生計画

1 地域再生計画の申請主体の名称

山形県遊佐町

2 地域再生計画の名称

持続的協働食料生産計画

3 地域再生の取組を進めようとする期間

認定を受けた日から 10 年間

4 地域再生計画の意義及び目標

遊佐町は、山形県の北部に広がる庄内平野の北端に位置し、東は東北の秀峰鳥海山をいただき、西は日本海に面している。肥沃で平坦な地形、豊富な水資源、適度な海からの季節風等、良質米産地としての条件が整っており、稲作を基幹作物とし、海岸砂丘を利用したメロン、大根等の野菜栽培、中山間部における養豚を中心とした畜産を活用した複合経営が展開されてきた。農地全体の 87% を占める水田を活用した米は、その生産量の約半分が産直提携している生活クラブ生協に出荷販売されている。

JA 庄内みどり（旧遊佐町農協）は、首都圏の生活クラブ生協と「お互いに顔の見える」関係を築き、昭和 63（1988）年から「共同開発米」生産に取り組んでいる。共同開発米とは、生産者と消費者が品種、農法、品質、数量、価格について直接話し合い、生産、流通、販売を行っている米である。とくに栽培基準を両者で取り決め有機質肥料の投入や農薬使用回数を制限し、消費者ニーズを反映し地域環境に配慮した農法を行っている。

こうした取り組みは当初は取組面積 24ha、集荷俵数 2,273 俵から始まったが、現在では共同開発米の「遊YOU米」で 10 万俵を超える規模となっている。また、共同開発米の作付面積は遊佐町の水稲作付面積の約半分を占めるほどとなり、地域農業全体にも

影響している。

また、生協との関係は、米の産直にとどまらず、水稻生産に不可欠な水を守るとの観点から合成洗剤使用を控えてせっけんを使う合成洗剤追放運動が定着するなど、環境保全意識が交流を通じて形成されてきた。このような中で、生協からの支援を受け、町民の生活用水と農業用水に用いられている河川の上流で操業を開始した水源近くのアルミ再処理工場の移転運動などに波及した。こうした運動が基となり平成２年には「月光川の清流を守る基本条例」が制定された。その後、平成１０年度に「遊佐町環境基本計画」、平成１２年度に「遊佐町地域新エネルギービジョン」、平成１４年度に「遊佐町環境基本条例」を策定し総合的な環境施策の実施を図っている。

生活クラブ生協とは、組合員による毎年３回程度の意見交換を実施している。７月には都市生活者である生協組合員約６０名程度が生産現場である本町を訪れ、生産者との交流会・田んぼの見学や農作業体験、農業施設等の見学を行っている。また、１０名程度での田植え、稲刈り体験の受け入れをおこなっている。

こうした、農作業体験については、さらにノウハウを積み重ね充実を図ると同時に自然体験等とも組み合わせた体験内容の充実が現在の課題となっている。

また、都市部において本町生産者が出向き生協組合員を対象とした農業に関する学習会を首都圏３２会場で毎年行っており、約１５０名程度が交流を通じて消費者との意見交換を行っている。

生協以外では、遊佐町と東京都豊島区との交流を通して豊島区での「友好の田んぼ」の設置により田植え、稲刈り交流の実施、また、豊島区の小学校での稲作技術の指導等が行われている。昨年からこれら小学生が稲刈体験を目的に来町し、田んぼや畑で行う農作業と生産者から直接指導を受ける機会を作っている。

これらは、消費者・生産者双方が納得できる農産物の開発・生産を行うために行っているものであるが、農業の成り立つ背景となる自然環境の理解や地域づくりへの視点が重要であることが認識されている。こうした取組をさらに進めるために、生産者と消費者の枠を越えて農産物生産課題の共有やバイオマス等を活用した環境問題への取組を共同で行うことが必要であることが認識されはじめており、これまで以上に密接な交流と共同作業の実施を行いたいと考えている。

５ 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

当該地域再生計画「持続的協働食料生産計画」と同時に申請する構造改革特別区域計画「食料自給率向上特区」により、生産者・流通業者・消費者の連携を主体的に担うＮＰＯ法人等の特定法人が農業分野での活動領域を拡大し、農業における多面的機能や公益的役割における新たな担い手として、農地の有効利用や適正管理を推進することで、直接的に

は以下の経済的社会的効果を見込んでいる。

	平成 1 7 年度		平成 1 9 年度
NPO 法人等による農業生産活動件数	1 件	～	3 件
農地の有効利用	1 ha	～	5 ha

上記の直接的効果に加えて、以下の波及的効果を見込むことができる。

(1) 国内穀物自給率の向上

遊佐町における取り組みの直接的効果はわずかなものであるが、こうした仕組みによる飼料用米の生産体制が全国的に整えば、主食用米消費減少による生産調整水田の有効活用による生産が可能になる。人口減少や食生活の変化により、主食用米の消費は今後とも低下し、全国の生産調整目標面積は、平成 1 4 年の 1 0 1 万ヘクタールから平成 1 8 年には 1 1 2 万ヘクタールへ約 1 0 万ヘクタール増加すると試算されている。これらの圃場での飼料用米生産で 1 0 0 万 t 規模の穀物自給生産が可能となり、国内の穀物自給率の向上が図られることとなる。

(2) 安全安心な国内農畜産物の普及

現在、豚・鶏のエサとして供給されている配合飼料のほとんどが輸入に依存している。輸入飼料については、BSE問題を始めとする安全面での課題や遺伝子組み換えを行った大豆やトウモロコシの使用について、消費者の関心が非常に高まっている。

今回の特区による NPO 法人等の農地運営により、国内での穀物生産体制が継続的に可能となれば、安全で安心な国内農畜産物の普及が推進され、消費者の日本農業への理解と信頼を高めることができる。

(3) 都市農村交流の拡大による地域振興

遊佐町は、「グリーンツーリズム推進計画」を策定し交流人口の増加を目指している。遊佐町には、中高年の登山ブームにより注目される鳥海山があり、生活クラブ生協とは、産地間交流事業として年間を通じた交流を実施している。

こうした来町者の農業生産への関与をより大きくすることにより、通過型から滞在型観光へ誘導でき、生産者と消費者の対話がより深まり、新たな商品開発や流通へと展開することが期待できる。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

2 3 0 0 0 4 都市と農山漁村の共生・対流に関する施策の連携強化

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

「食料自給率向上特区」

地域の基幹産業である農業は、国民の食生活変化により米の需要は低下し水稻生産の生産調整が長期に実施されてきている。そこで、水田の多面的機能を維持すると同時に輸入に頼っている飼料穀物の自給率向上を図るため、飼料用米の生産振興を行い、養豚業者・生協団体との協同による、国内産飼料と豚肉の生産を行い、水田を活用した農業生産拡大による地域活性化を図る。

10 0 1 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 環境保全型農業の推進

飼料用米生産を軸として家畜堆肥の農地投入や生ごみの飼料化による家畜飼料添加を促進し、地域における物質循環を促進する。

(2) 農業の法人経営の推進

水稻を中心とした農業地域は、平成 22 年以降の米政策改革大綱の実施により大きく変革しなければならない。今後は効率的かつ継続的な農業構造を実現し、高齢化と担い手不足の課題を解決するために農業経営の法人化を促進し、安定的な経営体の実現を目指す。その実現に向けて必要な施設・機材などの整備を推進する。

(3) グリーンツーリズム事業の推進

グリーンツーリズムについては、これまで需用者（都市）側のニーズ把握が難しかったが、消費者が飼料用米の生産主体（NPO等）へと参画することにより、生協組合員を中心とした定期的な産地訪問が必要となる。グリーンツーリズム推進計画に基づき、農業生産のみによらず、自然体験や農家民泊等の都市農村交流を事業として推進する必要が生じると考えられる。子供たちを対象とした夏休みを中心としたプログラムや大人を中心とする田舎体験プログラムを推進する。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

230004 都市と農山漁村の共生・対流に関する施策の連携強化

2 当該支援措置を受けようとする者

山形県遊佐町

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

遊佐町では首都圏の生活クラブ生協と「お互いに顔の見える」関係を築き、昭和63（1988）年から「共同開発米」生産に取り組んでおり、年1回組合員約60名程度での生産現場での生産者との交流会を実施しているほか、無農薬栽培水田での田植え、稲刈り交流も実施している。また、東京都豊島区との交流を通して豊島区での「友好の田んぼ」における田植え、稲刈り交流の実施、また、豊島区の小学校での稲作技術の指導等が行ってきている。

こうした取組をさらに進め、消費者ニーズに立った農業生産体制の確立を進め、生産者・消費者のという関係を超えて持続的な食料の生産・消費から循環型社会の実現を目標とした取組の推進と関係強化を行い、都市との交流を促進していく。

更には、当該地域再生計画と同時に申請している構造改革特別区域計画「食料自給率向上特区」によって可能となる飼料用米プロジェクトの実施を中心として、国内食料自給率向上に関する運動の推進と循環型社会の実現に向けた協働取組の推進を図るため、食料自給率向上特区計画での飼料用米栽培実験の取組や運動としての普及拡大のための計画づくりについて都市と地方が協力して実践していくことを目指す。

具体的には、「飼料用米プロジェクト」を設置し、研究活動を行う。

（1）飼料用米プロジェクトの実施

水田農業活用による自給率向上方策を、生産・流通・消費の経済サイクルからの実践検証により調査検討を行うことを目的として「飼料用米プロジェクト」を設置する。

生産・流通・消費それぞれの立場における飼料用米をテーマとした国内農業生産物の用について調査検討を行う。

計画年度：平成１６年度～１８年度

プロジェクト参加団体：遊佐町庄内みどり農業共同組合、生活クラブ事業連合生活協同組合連合会、(株)平田牧場、JA 全農山形県庄内

(２) 食料自給率向上に関するシンポジウム等の開催

飼料用米の普及拡大を目的に、国内食料自給率の課題や対策に関して、消費者・生産者に対する意識啓発を図るために上記「飼料用米プロジェクト」が主体となって開催する。

(３) 循環型社会の実現に向けた協働取組推進計画の策定

飼料用米生産を軸として、今後は飼料用米の乾燥調整施設の運営や飼料用米生産農場での畜産廃棄物の有機資源としての堆肥活用・バイオマスの活用による乾燥調整施設への電力供給等が検討できる。

また、都市消費者からの有機資源の回収と飼料活用や農地への還元に関する検討を行い計画的な取組を推進する。

(４) 学校教育等における食育活動の実施

飼料用米の生産と養豚での餌としての活用・食肉加工から消費者への供給までを通じて、学校教育における食育活動の実践を行う。

なお、当該支援措置により『都市と農山漁村の共生・対流に関する施策』について関係省庁が連携し、関連施策情報がとりまとめて提供されることとなるが、これらの情報等を活用しつつ、上述の取り組みを充実強化していく予定である。